

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により、当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第3条の森林環境税をいう。以下同じ。）を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 略</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規</u></p> | <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>定による申告書</u>)に記載した事項と異動がないときは、<u>給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>第1項</u>及び<u>前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経過すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、<u>第1項</u>及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経過すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> | <p><u>2</u> <u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経過すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、<u>第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経過すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>6 前項の規定がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第30条 個人の市民税は、第35条、第38条の2第1項、第38条の5又は第41条の5の規定による特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第38条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与</p> | <p>5 前項の規定がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第30条 個人の市民税は、第35条、第38条の2第1項、第38条の5又は第41条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第38条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期があるときはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がないときは直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する</p> | <p>所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの</p> | <p>に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>にあつては、その輪距のうち最大のもの) が0. 5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0. 5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が0. 02リットルを超えるもの又は定格出力が0. 25キロワットを超えるもの 年額 3, 700円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～19 略</p> <p><u>20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>11 法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申</u></p> | <p>にあつては、その輪距のうち最大のもの) が0. 5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0. 5メートル以下の三輪のものを除く。) で、総排気量が0. 02リットルを超えるもの又は定格出力が0. 25キロワットを超えるもの 年額 3, 700円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>付 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2～19 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2～10 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>(4) 当該工事が完了した年月日</u></p> <p><u>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p><u>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除）</p> | <p><u>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助（以下この項において「耐震改修補助」という。）に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除）</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第15条の9 平成31年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に離島振興対策実施地域内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業<u>その他省令第1条各号に掲げる事業</u>の用に供するため新設され、又は増設された特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、<u>第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、<u>第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第21条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り</p> | <p>第15条の9 平成31年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に離島振興対策実施地域内において旅館業（下宿営業を除く。）又は省令第1条第4号の事業の用に供するため新設され、又は増設された特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは<u>第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは<u>第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第21条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> | <p>、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第24条 <u>所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第11項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をしたもの（令附則第18条の6第18項に規定する者を除く。）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（令附則第18条の6第19項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。以下この条において同じ。）について、同法第37条の13の3第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第11項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第</p> | <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第24条 <u>租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第11項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、<u>租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第11項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</u></u></p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1 項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の3第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の3第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、付則第23条第3項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及</p> | <p>1 項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、付則第23条第3項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「<u>令附則第18条の6第30項に掲げる事項を記載した申告書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項の規定の適用がある場合における第27条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「<u>確定申告書（租税特別措置法第37条の13の3第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）</u>」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第7項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第7項において準用する前条第4項」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> | <p>及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「<u>令附則第18条の6第28項に掲げる事項を記載した申告書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項の規定の適用がある場合における第27条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「<u>確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）</u>」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第7項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第7項において準用する前条第4項」とする。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第27条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（付則第27条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>第27条の2</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 福岡県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>付則第27条の4</u>の規定により読み替えられた第64条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p><u>第27条の3</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p><u>第27条の4</u> 略</p> | <p><u>第27条の3</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 福岡県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>付則第27条の5</u>の規定により読み替えられた第64条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p><u>第27条の4</u> 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p><u>第27条の5</u> 略</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p><u>第27条の5</u> 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第27条の6</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 略</p> | <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p><u>第27条の6</u> 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第27条の7</u> 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第64条の6第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 略</p> |

北九州市環境未来税条例新旧対照表（第2条関係）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(不足税額等の納付手続)</p> <p>第11条 環境未来税の納税者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第8項又は第733条の19第5項</u>の規定による通知を受けた場合には、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに、納付書（北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第2条第3号に規定する納付書をいう。）によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(不足税額等の納付手続)</p> <p>第11条 環境未来税の納税者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第6項又は第733条の19第4項</u>の規定による通知を受けた場合には、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに、納付書（北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第2条第3号に規定する納付書をいう。）によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> |

北九州市宿泊税条例新旧対照表（第3条関係）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(不足金額等の納入)</p> <p>第14条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第8項</u>又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(不足金額等の納入)</p> <p>第14条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第7項</u>又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> |